

宮古市地球温暖化対策地域協議会会則

(名称)

第1条 この会は、宮古市地球温暖化対策地域協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民、事業者、NPO、行政等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより、地域の実情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(事業等)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地球温暖化防止に向けた具体的な行動の推進
- (2) 地球温暖化防止に向けた普及啓発活動
- (3) 地球温暖化防止に関する連絡協議及び情報交換
- (4) 新たな会員の募集
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、宮古市に居住若しくは勤務、在学する者又は活動し第2条の目的に賛同する団体、個人、事業者及び行政機関等をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会長の承認を受けなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の互選によりこれを定める。

3 会長は会務を総理し、本会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 理事は、本会事業の企画運営にあたる。

- 6 監事は、会の活動を監査する。
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とし、増員によって就任した役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 8 役員は、辞任又は任期終了後においても次期役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 9 役員は、再任されることができる。
- 10 本会に顧問を置くことができる。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 総会に付議する議案に関する事。
 - (2) 総会の決議により役員会に委任された事項に関する事。
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(総会)

第8条 会長は、年1回及び必要に応じて総会を招集し、議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃及び変更に関する事。
 - (2) 役員の選出及び決定に関する事。
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (5) その他本会の業務の処理上必要と会長が認めた事項
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(分科会)

第9条 地球温暖化対策を課題別に計画、実施していくため、総会に諮って分科会を置くことができる。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

(経費)

第11条 本会に必要な経費は、補助金、支援金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を宮古市役所内に置く。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 本会は、総会で会員の4分の3以上の承認を得た議決により解散することができる。

附 則

この会則は、本会設立の日（平成19年12月5日）から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年の総会の日（令和元年5月28日）から施行する。